

平成 25 年度

年次大会

提出議案及び報告事項

日 時 平成 25 年 7 月 20 日（土）16 時 00 分

場 所 エスポワールいわて

盛岡市中央通 1-1-38

TEL 019-623-6251

公益社団法人日本技術士会東北本部
岩手県支部

次 第

1. 開 会
2. 支 部 長 挨 拶
3. 会 議 成 立 報 告
4. 議 長 選 出
5. 議 事 及 び 報 告
6. 閉 会

平成25年度 年次大会提出議案及び報告事項

- 第1号議案 岩手県支部規則（案）の承認の件
- 報告事項1 岩手県支部幹事ならびに支部長の選任について
- 報告事項2 平成25年度事業計画並びに収支予算について

平成25年7月20日

公益社団法人日本技術士会東北本部 岩手県支部

支部長 村上 功

■ 岩手県支部設立にあたり

岩手県技術士会の平成 25 年度定時総会 1 号議案の「平成 24 年度の活動概要」において述べたとおり、岩手県技術士会の公益社団法人日本技術士会東北本部岩手県支部への移行に関する一連の手続きが遅滞なく進みました。また、7 月 12 日開催された公益社団法人日本技術士会東北本部の年次大会において岩手県支部の代表幹事（支部長）が決まりました。

こうした経過に基づき、岩手県技術士会の平成 25 年度総会において、岩手県技術士会は、新たな活動拠点である「公益社団法人日本技術士会東北本部岩手県支部」に移行します。

平成 16 年に岩手県技術士協会から岩手県技術士会に移行して以来、再度の組織変更となります。この間、組織運営に尽力されてきた役員をはじめ全会員に敬意を表します。

今後は、公益社団法人日本技術士会東北本部岩手県支部として、法人格を有する組織の優位性を発揮し、会員ならびに社会にとってより有益な組織となるよう、その期待値を上げていきたいと考えております。

県内の技術士諸氏におかれましては、新組織移行を契機に技術士の責務のひとつである、「公益確保」に向けて、いっそうのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、岩手県支部においては、以下の目的を念頭において運営にあたる所存です。

《支部設立の目的》

- ① 公益社団の法人格を有する組織に入ること、岩手県における社会的立場が明確になり、喫緊の課題である震災復興支援をはじめとする社会貢献活動への関与機会のさらなる拡大を図る。
- ② 技術士活動をとおして社会との接点が広がり、技術士の責務である「公益確保」を果たし、さらには「資質の向上」につなげる。
- ③ 上記の活動をとおし、技術士の社会的認知度の向上を図る。

第 1 号議案

岩手県支部規則（案）の承認の件

■ 岩手県支部規則（案）の承認の件

別紙定める「公益社団法人日本技術士会東北本部岩手県支部 規則（案）」を岩手県支部の規則とする。

報告事項 1

岩手県支部幹事ならびに支部長の選任報告

■ 岩手県支部幹事について

総括本部の「役員候補者選出選挙管理委員会」が所掌する平成 25 年度岩手県支部幹事選出選挙において、次の通り選任された。

1	浅利 宗徳
2	岩持 静雄
3	小原 正明
4	加藤 修
5	川野 好宏
6	鈴木 浩行
7	駿河 弘美
8	出口 清悦
9	平井 公康
10	牧野 仁
11	三上 勉
12	村上 功
13	八重樫 栄
14	吉田 康彦

※氏名五十音順、敬称略

■ 岩手県支部長について

平成 25 年 7 月 12 日に行われた東北本部役員会において、東北本部長から「村上功氏」が岩手県支部長に指名された。

報告事項 2

平成 25 年度事業計画書

[平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日]

I. 一般事業

1. 委員会活動

主体	事業計画	概要	実施予定
役員会	役員会	役員会	隔月
	士業懇談会	広報活動, 異業種交流	H25.10
総務委員会	年次大会	年次大会	H25.07
	会員名簿の発行	会員配布	H25.10
企画委員会	講演会(共催)	岩手に科学技術への関心の高まりを (ILC と岩手理系女子への期待)	H25.5
	2013 技術講演会	未定	H25.10
	2014 新年交歓会	未定	H26.1
広報委員会	HP 運用	会員向け情報の掲載	適宜
	新聞連載企画 (技術士の目—岩手を見る)	日刊岩手建設工業新聞連載企画 テーマ：岩手県内の諸問題について、技術士の目を通して論じながら、未来に向けた提言を行う。	毎週月曜
	ガイア寄稿	2 回／年程度	東北本部 依頼時

2. 研究会等活動

研究会名	事業計画	概要	実施予定
道 路	現場見学会	高速道路工事現場見学会 ・復興支援道路と位置付けられている 高規格道路の工事現場	H25.9
河 川	現地見学会	大規模河川事業の現状及び課題の把握	未定
	県発注者との意見交換会	岩手県河川管理者との意見交換を行い、河川部会（技術士会）が行える技術力を生かした地域貢献の可能性を模索する。	未定
鉄 道	研修会	震災復旧と防災工事について	H25.10

研究会名	事業計画	概 要	実施予定
都 市	復興状況調査	被災各地の復興状況を把握	未定（3回）
	復興担当者との意見交換会	上記調査と並行して被災市町村の復興担当職員と意見交換を行い、技術力を生かした復興支援を行う。	未定
施 工	現場研修会	復興道路 国道 45 号道路改築工事現場見学（大口径深礎）	H25.10
農 業			
環 境	研修会	再生可能エネルギー関係の視察	H25.10
森林・水産	現地見学会	震災から 5 年経た岩手宮城内陸地震被災地の見学	H25.8
	懇話会	東北地域環境計画研究懇話会への積極的参画	年数回
	研修会	森と緑の研究所 定例研究会への参加	毎月開催
	総会	平成 25 年度部会総会	H26.3
応 用 理 学	現地見学会または研修会	未定	未定
マ ス タ ー	定例会	部会定例会の質的充実を図る。 震災復興の現状を把握し、部会の意見を集約し提案する。	年 4 回
鋼構造及びコンクリート	現場見学会	橋梁施工現場見学会	H25.10

3. 社会貢献活動

(1) いわて商店街復興に関する活動

被災を受けた岩手県沿岸市町村の既存商店街に、「にぎわい」と「元気」を取り戻すための提案と活動を行う。

(2) 新聞連載企画（技術士の目—岩手を見る）

防災や社会資本整備などに関して技術士の目から提言し、安全安心な社会の構築に向けての後押しになればと思い、連載を継続する。

(3) ILC（国際リニアコライダー）の誘致に向けた活動

ILC を北上山地（岩手県）に誘致することは、地域振興など様々な意義があり、その誘致活動の一環として関連した活動を行う。

平成 25 年度収支予算書

〔平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日〕

【収入の部】

(増減額は予算額に対する増減を表す) (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
還 付 金	300,000	0	300,000	東北本部還付金
年次大会参加費	50,000	0	50,000	
各種事業参加費	50,000	0	50,000	技術講演会・新年交歓会など
雑 収 入	10,000	0	10,000	技術士法令集売上, 受取利息
当期収入合計	410,000	0	410,000	
前期繰越額	0	0	0	
合 計	410,000	0	410,000	

【支出の部】

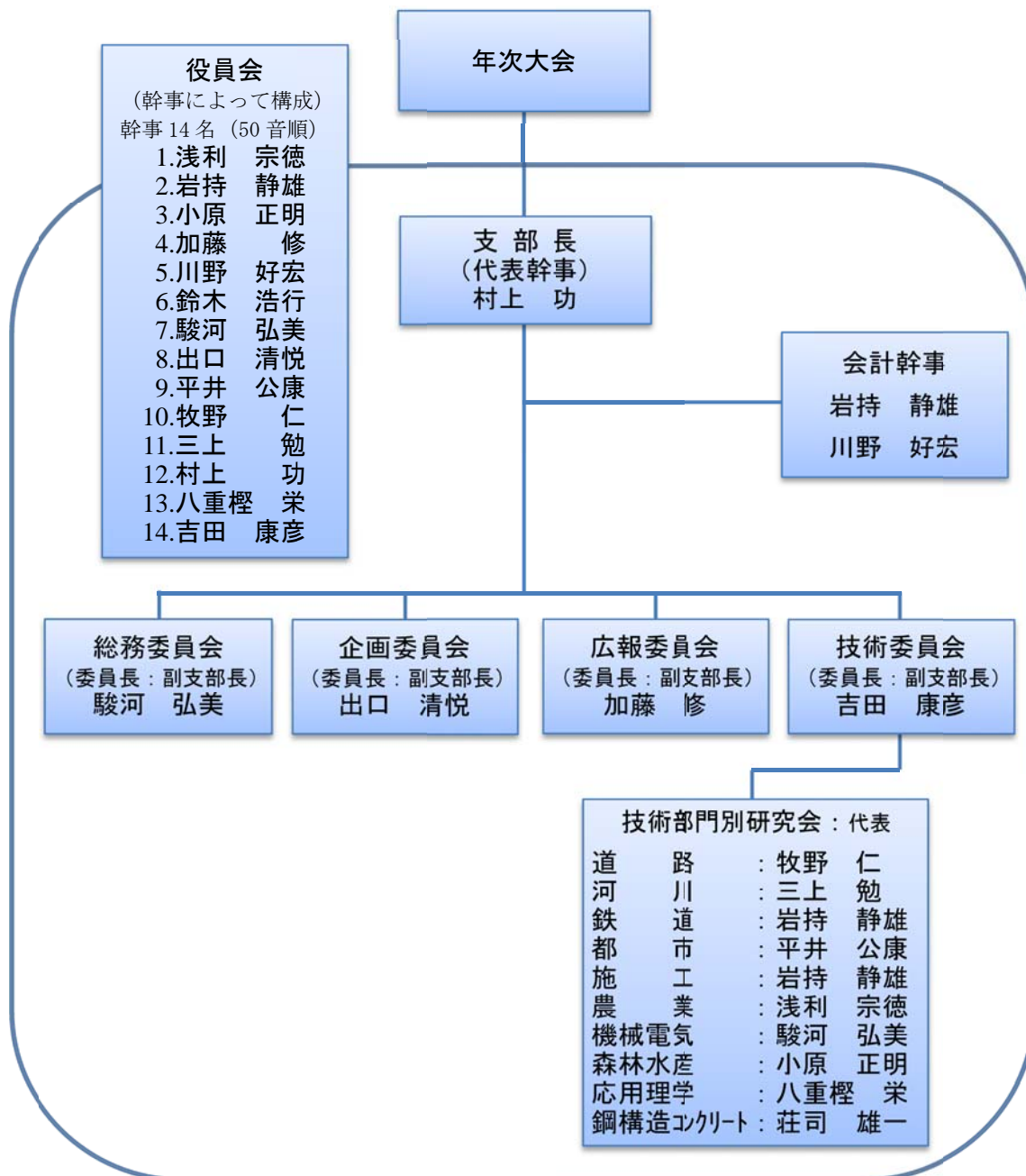
(増減額は予算額に対する増減を表す) (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
総 会 費	60,000	0	60,000	会場費、資料コピー代など
役員会費	30,000	0	30,000	会場費、資料コピー代など
委員会・部会活動費	140,000	0	140,000	
広報・渉外費	50,000	0	50,000	INS 会費、会員名簿、HP 利用料など
事務費	100,000	0	100,000	送料、送金手数料、事務手数料など
小 計	380,000	0	380,000	
予 備 費	30,000	0	30,000	
合 計	410,000	0	410,000	

公益社団法人日本技術士会東北本部

岩手県支部

組織図(2013.7.20 時点)



技術士倫理要綱

公益社団法人 日本技術士
会
昭和36年3月14日 制定
平成11年3月9日 同改訂
平成23年3月17日 同改定

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。

技術士は、その使命を全うするために、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

(公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

(持続可能性の確保)

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。

(有能性の重視)

3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。

(真実性の確保)

4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。

(公正かつ誠実な履行)

5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

(秘密の保持)

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

(信用の保持)

7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。

(相互の協力)

8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。

(法規の遵守等)

9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

(継続研鑽)

10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。